

静岡県資源管理方針

令和2年12月1日制定
令和2年12月25日改正・公表
令和3年3月30日改正・公表
令和3年6月30日改正・公表
令和4年3月29日改正・公表
令和4年10月28日改正・公表
令和6年3月22日改正・公表
令和6年12月24日改正・公表
令和6年12月24日改正・公表
令和7年3月21日改正・公表
令和7年6月27日改正・公表
令和8年4月1日改正・公表

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県は、天然礁に恵まれた伊豆半島、水深が深く外洋にも開かれた駿河湾、広大な大陸棚を形成する遠州灘、そして稚魚の成長に適した浜名湖などの変化に富んだ600kmあまりの海岸線を有する沿岸海域と、沖合に黒潮が流れる海況条件を背景に、船びき網、まき網、定置網、刺網、採貝藻等、県内の各地域で特色ある多種多様な漁業が発達している。

このため、令和5年(2023年)の漁業生産量で全国第5位、漁業生産額で全国第8位、漁業センサス(2023年)における漁業就業者数で全国第12位と全国上位にある。

また、水産加工業も盛んで、焼津・静岡におけるかつお・まぐろ缶詰、焼津のかつお節類、沼津のあじの開き、駿河湾から遠州灘におけるしらす干し等はいずれも全国上位の生産をあげ、活発な経済活動が展開されている。

このように、水産業は本県の重要な産業であり、今後とも県民・国民への水産物の安定供給のみならず、地域経済の発展に寄与し続けるためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法(以下「法」という。)第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管

理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1)水域
- (2)対象とする漁業
- (3)漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量によることを漁獲量の管理の基本とし、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備及び漁業者同士の調整等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理を開始する。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うた

めに、必要と考えられる資源管理の手法による管理（漁獲時期の制限や小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等必要な措置）を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他の資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報の報告は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

第7 静岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方

針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1さんま」「別紙1-2まあじ」「別紙1-3まいわし太平洋系群」「別紙1-4するめいか」「別紙1-5くろまぐろ(小型魚)」「別紙1-6くろまぐろ(大型魚)」「別紙1-7まさば及びごまさば太平洋系群」「別紙1-8かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。)」 「別紙1-9ぶり」「別紙2-1かつお(中西部太平洋条約海域)」「別紙2-2きはだ(中西部太平洋条約海域)」「別紙3-1とらふぐ伊勢・三河湾系群」「別紙3-2ひらめ太平洋中部海域」「別紙3-3まだい太平洋中部海域」「別紙3-4きんめだい太平洋」「別紙3-5しらす静岡県周辺海域(かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。)」 「別紙3-6あわび類(くろあわび、めがいあわび) 静岡県周辺海域」「別紙3-7さくらえび駿河湾水域」「別紙3-8いせえび太平洋中南部」「別紙3-9うるめいわし太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1—1)

第1 特定水産資源

さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県さんま漁業管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。定置漁業（法第60条第3号に掲げる漁業及び静岡県漁業調整規則第4条第14号に規定する小型定置漁業（漁具を定置して行う漁業であって身網の設置される最深部が最高潮時において水深27メートル未満であるものに限る。）をいう。以下同じ。）については免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
定置漁業	1か統あたりの操業日数は年355日以内とする。

(別紙1—2)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県まあじ漁業管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、小型まき網漁業（静岡県漁業調整規則第4条第3号に掲げる小型まき網漁業のうち、たい、このしろ1そうまき網漁業を除く漁業をいう。以下同じ。）及び定置漁業については、許可隻数、免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
中型まき網漁業	1隻あたりの操業日数は月27日以内とする。
小型まき網漁業	1隻あたりの操業日数は月27日以内とする。
定置漁業	1か統あたりの操業日数は年355日以内とする。

（別紙1—3）

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県まいわし漁業管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。中型まき網漁業、小型まき網漁業及び定置漁業については、許可隻数、免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
中型まき網漁業	1隻あたりの操業日数は月27日以内とする。
小型まき網漁業	1隻あたりの操業日数は月27日以内とする。
定置漁業	1か統あたりの操業日数は年355日以内とする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業
(大臣許可漁業を除く)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県するめいか漁業管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。定置漁

業については免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
定置漁業	1 か統あたりの操業日数は年 355 日以内とする。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 静岡県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (4 月から 7 月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。)) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業 (太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号第 1 (2) に掲げる漁業をいう。)) 及び静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者によるくろまぐろを採捕する定置漁業以外の漁業から沿岸くろまぐろ漁業を除いた漁業 (大臣許可漁業を除く。以下「その他の漁船漁業等」という。)

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (② に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日 (以下この別紙において「行政機関の休日」という。)) は算入しない。)

2 静岡県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等 (8 月から 11 月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業等

③ 漁獲可能期間

8月1日から同年11月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年の3月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業等

③ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

4 静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から7月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業(法第60条第3項第1号及び静岡県漁業調整規則第4条第1項第14号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年7月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

5 静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(8月から11月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

8月1日から同年11月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

6 静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(12月から翌年の3月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 留保枠の設定及び取扱い

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね8割を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね2割を本県の留保枠とする。

留保枠の取扱いについては、採捕の停止命令が発出された以降、真にやむを得ない混獲により第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の数量を超える場合に備え、当面の間、本県が保持することを基本としながら、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつその他取扱いについて判断し、公表するものとする。

2 同一の漁業に対して期間別に設定された管理区分の配分量の取扱いについて

いずれかの知事管理区分（漁獲可能期間が12月1日から翌年3月までの管理区分は除く）において、配分量に未利用分が生じた場合には、当該未利用分の全てを当該管理区分と同じ漁業を対象とした翌期の管理区分に繰越せるものとする。

また、いずれかの知事管理区分（漁獲可能期間が12月1日から翌年3月までの管理区分は除く）における漁獲量の総量が当該知事管理区分に配分された数量を超えた場合には、当該知事管理区分と同じ漁業を対象に期間別に設定された知事管理区分の配分量の総量を超えない限り、翌期の管理区分（翌期の管理区分の配分量が超過数量に満たない場合には翌々期の管理期間の配分量）から超過分の配分量を差し引き、超過した管理区分に充当するものとする。

3 その他

上記以外の配分の変更については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定

水産資源の回遊状況等を踏まえ、静岡海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 当日中に採捕の数量を把握するための緊急報告体制について

(1) 各産地市場及び種苗取扱業者は、県からの協力要請に基づき、くろまぐろの水揚げがあった日に、魚体サイズ（小型魚、大型魚）、採捕の種類（定置網、まき網、その他）及び採捕者の所属（員内、員外、県外）別に採捕数量を県に報告するものとする。

(2) 県は、(1)の報告を受けた翌日までに県内の数量を取りまとめ、各漁業協同組合（以下「漁協」という。）、静岡県漁業協同組合連合会、各産地市場、漁業団体等に報告するものとする。

また、本県は、本県全体の採捕量が原則として1日2.0トンを超えた場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(3) (2)の報告を受けた漁協及び漁業団体は、所属する組合員及び会員に対し、情報提供するものとする。

(4) (3)の報告を受けた組合員及び会員は、県内の採捕数量を踏まえて操業するものとする。

※ (1)及び(2)の報告体制（土日祝祭日及び年末年始の連絡体制を含む。）の詳細については別に定めるものとする。

※ 各漁協及び漁業団体は、(3)の情報提供体制を整備するものとする。

2 採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置について

(1) 採捕者は以下の報告基準に基づき、速やかに所属する漁協（まき網漁業については静岡県旋網漁業者協会事務局（以下「県旋網事務局」という。））に操業状況を報告するものとする。

漁業種類	報告基準
定置漁業	・1日1か統当たり200キログラムを超える量の入網
一本釣り漁業、曳き縄漁業及びはえ縄漁業等	・1日1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	・1日1か統当たり200キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の報告を受けた漁協又は事務局及び(1)の報告を行った採捕者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は漁協又は県旋網事務局から当該報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じて生存個体の放流を実施。

一本釣り漁業、曳き縄漁業、はえ縄漁業等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じてくろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施。
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・県旋網事務局は所属会員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じて操業時間の変更、操業回数の抑制及び操業場所の変更を実施。

3 採捕者による野帳への記録について

漁業者は、日頃からくろまぐろの採捕状況等について県が別に定める野帳に記録するものとする。

4 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の管理について

まき網漁業は、漁法の特性として、一度に大量のくろまぐろが入網する可能性があるものの、これを放流することが困難であることから、法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告に基づく措置を講ずる以前より、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であってもくろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が1日に500キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。併せて、まき網漁業者は、県旋網事務局に当該措置の実施を報告する。県旋網事務局は、当該措置の履行確認を実施して、県に報告する。

5 0歳魚の漁獲を増加させないための努力規定について

WC P F Cにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をWC P F Cで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないように努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1－6）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちくろまぐろはえ縄漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろはえ縄漁業（海面においてはえ縄漁法（幹縄に多数の枝縄を付け、枝縄の先端に釣針を結びつけた漁具を横に長く延ばして行う漁法）によりくろまぐろをとることを目的とする漁業であって、静岡海区漁業調整委員会の承認を得たものをいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。

2 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちくろまぐろひき縄釣漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろひき縄釣漁業（海面においてひき縄釣漁法（釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う漁法）によりくろまぐろをとることを目的とする漁業であって、静岡海区漁業調整委員会の承認を得たものをいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。

3 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

漁船漁業等のうち、くろまぐろはえ縄漁業及びくろまぐろひき縄釣漁業を除いた漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。

4 静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 留保枠の設定及び取扱い

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に当初配分された漁獲可能量のうち、おおむね8割を過去の漁獲実績（H27-29）に応じて漁船漁業等管理区分の全体（あるいは、上記第2の1～3の管理区分全体）と定置漁業管理区分に按分し、残りの概ね2割を本県の留保枠とする。

漁船漁業等管理区分における配分については、まず、くろまぐろひき縄釣漁業に過去の漁獲実績（R3-5）に応じて配分する。次に、その他漁業に0.5トンを配分し、くろまぐろはえ縄漁業には、漁船漁業等全体に配分された数量から、残りの数量を配分することとする。

留保枠の取扱いについては、採捕の停止命令が発出された以降、真にやむを得ない混獲により第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の数量を超える場合に備え、当面の間、本県が保持することを基本としながら、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつその他取扱いについて判断し、公表するものとする。

2 その他

上記以外の配分の変更については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、静岡海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 当日中に採捕の数量を把握するための緊急報告体制について

(1) 各産地市場及び種苗取扱業者は、県からの協力要請に基づき、くろまぐろの水揚げがあった日に、魚

体サイズ（小型魚、大型魚）、採捕の種類（定置網、まき網、その他）及び採捕者の所属（員内、員外、県外）別に採捕数量を県に報告するものとする。

- (2) 県は、(1)の報告を受けた翌日までに県内の数量を取りまとめ、各漁業協同組合（以下「漁協」という。）、静岡県漁業協同組合連合会、各産地市場、漁業団体等に報告するものとする。

また、本県は、本県全体の採捕量が原則として1日5.0トンを超えた場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

- (3) (2)の報告を受けた漁協及び漁業団体は、所属する組合員及び会員に対し、情報提供するものとする。

- (4) (3)の報告を受けた組合員及び会員は、県内の採捕数量を踏まえて操業するものとする。

※ (1)及び(2)の報告体制（土日祝祭日及び年末年始の連絡体制を含む。）の詳細については別に定めるものとする。

※ 各漁協及び漁業団体は、(3)の情報提供体制を整備するものとする。

2 採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置について

- (1) 採捕者は以下の報告基準に基づき、速やかに所属する漁協（まき網漁業については県旋網事務局）に操業状況を報告するものとする。

漁業種類	報告基準
定置漁業	・1日1か統当たり200キログラムを超える量の入網
ひき縄釣漁業、はえ縄漁業等	・1日1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	・1日1か統当たり200キログラムを超える量の採捕

- (2) (1)の報告を受けた漁協又は県旋網事務局及び(1)の報告を行った採捕者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は漁協又は県旋網事務局から当該報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じて生存個体の放流を実施。
ひき縄釣漁業、はえ縄漁業等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じてくろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施。
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・県旋網事務局は所属会員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じて操業時間の変更、操業回数抑制及び操業場所の変更を実施。

3 採捕者による野帳への記録について

漁業者は、日頃からくろまぐろの採捕状況等について県が別に定める野帳に記録するものとする。

4 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の管理について

まき網漁業は、漁法の特性として、一度に大量のくろまぐろが入網する可能性があるものの、これを放流することが困難であることから、法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告に基づく措置を講ずる以前より、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であってもくろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が1日に500キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。併せて、まき網漁業者は、県旋網事務局に当該措置の実施を報告する。県旋網事務局は、当該措置の履行確認を実施して、県に報告する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業（大臣許可漁業及び東京都知事による知事許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県まさば及びごまさば漁業管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。

中型まき網漁業、小型まき網漁業、棒受網漁業（静岡県漁業調整規則第4条第7号に規定する棒受網漁業をいう。以下同じ。）、さばすくい網漁業（静岡県漁業調整規則第4条第9号に規定するさばすくい

網漁業をいう。以下同じ。)及び定置漁業については免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
中型まき網漁業	1 隻あたりの操業日数は月 27 日以内とする。
小型まき網漁業	1 隻あたりの操業日数は月 27 日以内とする。
棒受網漁業	1 隻あたりの操業日数は月 20 日以内とする。
さばすくい網漁業	1 隻あたりの操業日数は月 20 日以内とする。
定置漁業	1 か統あたりの操業日数は年 355 日以内とする。

(別紙 1—8)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業(大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県かたくちいわし漁業管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。中型まき網漁業、小型まき網漁業及び定置漁業については、許可隻数、免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
中型まき網漁業	1 隻あたりの操業日数は月 27 日以内とする。

小型まき網漁業	1 隻あたりの操業日数は月 27 日以内とする。
定置漁業	1 か統あたりの操業日数は年 355 日以内とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1－9）

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県ぶり漁業管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。定置漁業については、免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
定置漁業	1 か統あたりの操業日数は年 355 日以内とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

(別紙2—1)

第1 水産資源

かつお(中西部太平洋条約海域)

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2—2)

第1 水産資源

きはだ(中西部太平洋条約海域)

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—1)

第1 水産資源

とらふぐ伊勢・三河湾系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案以上に維持し、又は回復させる。
なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情

報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—2)

第1 水産資源

ひらめ太平洋中部海域

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年までに、中位以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—3)

第1 水産資源

まだい太平洋中部海域

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、高位で維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—4)

第1 水産資源

きんめだい太平洋

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案以上に維持し、又は回復させる。
なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—5)

第1 水産資源

しらす静岡県周辺海域（かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。）

第2 資源管理の方向性

かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群の資源評価結果を注視しながら、資源の回復を図るため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、令和12年までに、しらす船びき網漁業におけるC P U Eを5年間（平成28年～令和2年）の平均値（393kg／統日：新居、舞阪、福田、御前崎、吉田及び用宗の主要6港）程度まで回復させる。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

しらすを漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増やさないう努める。

また、静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる

当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—6)

第1 水産資源

あわび類（くろあわび、めがいはわび）静岡県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源の回復を図るため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、令和12年までに、年間総漁獲量を5年間（平成28年～令和2年）の平均値（19トン）程度まで回復させることとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—7)

第1 水産資源

さくらえび駿河湾水域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年までに、中位以上に回復させる。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—8)

第1 水産資源

いせえび太平洋中南部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価に用いられた静岡県の資源評価における資源水準を、令和12年までに、高位に回復させる。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—9)

第1 水産資源

うるめいわし太平洋系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和12年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。